

いじめ防止等のための基本的な方針

浜松市立井伊谷小学校

令和2年4月改定

は じ め に

いじめはいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

私たち教職員・保護者・地域住民は、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの子供にも、どこでも起こりうる」といった認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

そのためには、学校として全ての教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人一人多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「井の国で 心豊かに たくましく 伸びる子の育成」を学校教育目標とし、児童相互のかかわり合いを生かした活動を通して、居場所のある学級づくりをベースに、学習や生活の基礎基本の力を培い、生涯にわたって主体的に学ぶ意欲や態度を育成し、「生きる力」を育む教育に日々取り組んできた。その中でいじめは決して許されない行為であるとともに、どの子供もどの学級にも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止に努めてきたところである。

本基本的な方針は、いじめの防止といじめが発生した時の対応について、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定及び浜松市のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及び対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。これを受けて、学校教育を一層充実させるとともに、今まで以上にいじめを許さない風土づくりを学校・家庭・地域一丸となって進めていきたい。

令和2年4月1日
浜松市立井伊谷小学校
校長 大澤重義

第1章 いじめ防止対策の基本的な方向

1 いじめの定義

いじめとは、「学校に在籍する児童又は生徒（以下、『児童等』という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の「いじめを受けた子供の立場」（主観主義）に立つことが必要である。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルを含めて周辺状況等を客観的に確認することも必要である。

いじめは、どの子にも、どこでも起こりうる。とりわけ嫌がらせや、いじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序がなかったり閉鎖的だったりする問題がある。また、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要である。

2 いじめ防止等のための基本方針策定のための考え方

本校区の幼・保・小・中学校では、目指す子供像「人とのかかわりを大切にする子」「学びを楽しむ子」「基本的な生活習慣を身につけた子」を実現するために、各園・学校が連携すると共に、保護者や地域とも連携して体験活動や集団活動等の教育活動の充実を図っている。そして、そのような教育活動から「自分がされてうれしいことを他の人にもしよう」「自分がされて嫌なことは、他の人にはしない」と言える児童・生徒を育てていきたい。それは、児童・生徒一人一人には、幸せに生きていく権利があり、すべての児童・生徒が心身共に健やかに成長していくことは、家庭だけでなく社会全体の願いであるからである。

その大切な子供たちが、楽しい学校における温かい人間関係の中で伸び伸びと生活し、自己実現を図ったり、将来の夢に向かって安心して学んだりする環境をつくることは、教職員だけでなく、保護者や地域の願いであり、責務でもある。

しかし、いじめはこのような学校の機能を失わせ、大切な児童・生徒から居場所を奪い、深刻な影響を与えることとなる。

そこで、次のような方向性から本校の基本方針を策定することとする。

- (1) いじめは、いつでも、どの児童にも起こりうることであり、その行為は深刻な人権侵害であることを認識する。

- (2) いじめの未然防止のためには、児童一人一人に社会性を身につけさせることが大切であり、人との関わりを意識した活動を意図的・計画的に実践していく。
- (3) いじめの防止や解決には、保護者や地域の大人たちの生き方、考え方の姿勢が大切であることを認識し、主体的かつ相互に協力していく体制を築いていく。
- (4) 学校における「いじめを許さない風土」づくりには、児童たちによる自覚と実践が必要である。そのための機会を積極的かつ意図的に与えていきたい。

第2章 いじめ防止のための対策

1 基本方針の策定について

本校では、いじめ防止対策推進法による国と浜松市の基本方針を参酌し、基本的な方向や取り組みの内容を「井伊谷小学校いじめ防止等のための基本方針」として策定する。

この「基本方針」には、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、重大事態への対応について記し、その内容については本校教職員だけでなく、保護者や地域の代表等から広く意見を求めて策定し、特別に設置された「いじめ対策委員会」において内容の検証・見直しを図っていくものとする。

2 組織の設置について

いじめ防止対策推進法第22条により、本校に次のような組織を設置する。

(1) 生徒指導委員会

既存組織の中での学年主任、養護教諭、生徒指導担当からの情報提供により、いじめに関する各学年の取り組みや児童の様子等の情報を共有化する。

(2) 初期対応の生徒指導委員会

いじめの発生が認められた場合、校長の指示により「いじめ対応の生徒指導委員会」を校内に緊急に設置する。

この組織のメンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、被害生徒の学級担任、その時点で分かっている加害児童の学級担任、養護教諭とする。

この委員会では、現時点で分かっていることの報告、今後の調査の方法等の確認、被害者や加害者への対応、記録担当への指示、指導・支援の方法と留意点の確認、いじめ対策委員会開催の決定等を行う。

(3) いじめ対策委員会

ア 緊急に開催する場合

校内に緊急に設置された「いじめ対応の生徒指導委員会」からの指示により、情報の迅速な共有、該当生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制づくり、対応方針の決定、保護者との連携等の対応を目的に設置する。

この組織のメンバーは、「初期対応の生徒指導委員会」のメンバーの他、PTA三役、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員、警察署員（細江警察署生活安全課）、教育委員会、児童相談所、地方法務局等が必要に応じて参加する。

イ 定期的開催する場合

毎学期1回、生徒指導委員会と重ねて開催する。

内容は、児童の様子や報告の他、学校の基本方針の見直し、いじめへの対応のチェック等、PDCAサイクルで検証を行う。

3 いじめ防止のための対策について

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうる問題であることを、全教職員が認識する中で、学校教育活動全般ですばらしい社会人を育成するという信念を貫き、次のような方法でいじめを防止していく。

ア 中学校区人づくり教育推進事業

本校では、「横尾歌舞伎」や「いなさ人形劇まつり」「川名ひよんどり」等において、児童たちが地域での催事で仲間と協力したり、地域住民と触れ合ったりすることを人づくりの大切な教育の場としている。このような事業を校区の小・中学校と連携して行い、人との関わりについて学ばせていく。

イ 読書活動や講演会で人としての生き方について考える

毎日の読書の時間に、いじめについて考えさせたり、講演会で人としての生き方に触れさせたりして、児童一人一人の人権意識を高めていく。

ウ 特別活動等の充実

よりよい社会（学級・学校）をつくるために、自分たちの課題を見つけ、それを仲間との話し合いで解決させる場を大切にする。そのために、学級会活動や児童会活動を充実させる。

また、児童会の集会活動や委員会活動でもいじめ問題を取り上げ、いじめは絶対に許さないという風土づくりを推進していく。

高学年を対象に情報モラル講座を開催し、インターネットやゲーム機等の安全な使い方について指導をする。

エ 道徳教育の充実

本校区の道徳教育の重点指導項目は、「礼儀」と「人間愛・思いやり」である。これらの指導項目を年間指導計画の中にしっかりと位置づける。そして、その中でいじめについて考える資料を意図的に取り扱う。

また、地域や保護者との共同作業等、様々な教育活動の中で仲間の良さや協力することの大切さに気づかせ、人としての生き方について考えさせていく。

オ 学級づくり（学級力アンケート・学級マネジメントセルフチェックシートの実施）

学級力を高めることは、児童一人一人の生活や学習を充実させていくことにつながる。そこで、自分たちの学級を見つめ、よりよくしようとR（調査）—P（計画）—D（実践）—C（点検・評価）—A（修正）サイクルを機能させていくことで、よりよい学級集団の実現を目指す。年間2回実施し、指導・支援に生かす。

カ 授業づくり

日々の授業の中で、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくり（授業改善）をする。また、「自分の思ったことが言える、周りの子供たちがそれぞれの意見を認める」雰囲気の中で授業が進められるようにする。

キ 「いいかおの日」の実施

毎月、11日を「いいかおの日」とし、構成的グループエンカウンターや教師の説話をを行い、「心の居場所作り」と「自己肯定感の向上」を図っていく。

ク 教員研修の充実

校内研修として、生徒指導について夏季休業中に研修し、視野を広め、いじめの未然防止策について考える。

また、教職員の言動が児童の心を傷つけたり、いじめの助長につながったりしないように、教職員としての指導の在り方について研修を深める。

ケ 保護者との連携

「SNS」等、インターネット上の書き込みによる交流がいじめの要因となる可能性があることを保護者会や家庭訪問等で話したり、校区で開催される幼・保・小・中学校の子育ての講演会に参加したりして子供たちの家庭や地域での環境浄化を図る。

コ 幼保小中の連携強化

新入生の情報として、幼稚園・保育園の時の様子を入学前に知らせてもらう連絡会を設定したり、中学校にいじめ被害や加害の立場にあった児童について、原因や指導経過等を知らせたりする。そして、再びいじめが発生しないように連携を取りながら児童・生徒の様子を注視していく。

サ 学校評価でいじめ問題を取り扱う

学校評価の中でいじめ問題を取り扱うことによって、教職員、保護者、児童生徒・生徒がいじめ問題への関心を高め、取り組み等を振り返る機会とする。

シ 家庭・学校・地域の連携

- ・ 家庭は、子供の触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ」と子供が安心感や信頼感で満たされるよう努める。
- ・ 学校は、子供と教職員との信頼関係を大切にし、子供同士の温かく優しい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団作りに努める。
- ・ 地域は、子供の規範意識や人権感覚を高める場として、地域住民が連携して、子供を温かく、時に厳しく見守る。

(2) いじめの早期発見

いじめは、人目につかない場所や時間、方法で行われることを強く意識して早期発見に努める。児童たちの些細な言動にも軽視することなく、次のような方法による積極的な関わりの中で認知していくように努める。

いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ている。深刻な事態を招かないためにも、まわりの大人が常に子供に寄り添い、子供のわずかな変化を見逃さず、いじめを認知する。

- ・ 家庭は、日頃の対話や言動から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携していじめの早期発見に努める。
- ・ 学校は、いじめを訴えやすい関係づくりに努め、子供や保護者、地域からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認する。また日頃から定期的なアンケート調査を実施する等、積極的ないじめの認知に努める。
- ・ 地域は、地域で起きたいじめに事実を知ったり、いじめた状況を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡する等連携して対応する。

ア 学校生活アンケートの実施

毎月、児童一人一人が学校生活を振り返る。児童の人間関係や学級の実態を把握するとともに配慮児童の確認と早めの対応に役立てる。

イ 生徒指導委員会の定期的な実施による情報収集

学期2回、生徒指導委員会を実施し、学級内の諸問題、問題傾向のある児童について情報交換、対応策について話し合うと共に、いじめ等の問題が発生していないか、情報を収集する。

ウ 児童観察

児童の日常生活の様子やつぶやき、日記等から児童の心の変化をできるだけ早くつかみ、その都度、対応していく。

エ 本読みカードや連絡帳の活用

児童の家庭での様子を把握するとともに保護者からの相談を受けたり情報を得たりする。問題がある場合は、その都度、対応していく。

オ 教育相談の実施

各学期1回、児童との教育相談週間を設け、全児童が気軽に相談できる体制を作り、いじめの早期発見に努める。

7月には全児童と保護者との3者面談を実施する。また、12月には、希望する保護者との教育相談を実施し、児童の実態把握に努める。

校内で決められているのは、以上であるが、個々に教育相談を行う場合もある。

また、カウンセラーとの相談についての情報を保護者に提供し、必要な時に相談できるように体制づくりを行う。

カ 保護者や地域からの情報提供

保護者や地域との連携により、いじめ（インターネット上も含む）についての情報提供を、校区の健全育成会やPTA理事会及び総会、保護者会等で依頼していく。そして、気になるようなことがあった場合には、すぐにPTAの役員や学校職員等に情報が提供され

るようにしていく。

キ 静岡県や浜松市の相談窓口との連携

「ハロー電話ともしび」や「浜松市いじめ子供ホットライン」等、公共機関の相談窓口を児童や保護者に広報するとともに、そこに寄せられた情報について早期に共有化し、児童個々の問題解決を学校全体で図る。

(3) いじめの早期対応

いじめが発見されたり、通報があったりした場合には、直ちに次のような考え方や方法により対応する。

ア 対応の方法（組織での対応）

特定の教員で抱え込んだり、個人で対応したりすることは厳禁する。必ず「初期対応の生徒指導委員会」を開催し、収集された情報を分析して学年等の組織で早期に対応していく。また、事実関係や対応したことについては、全教職員で共通理解を図り、共有していく。

イ いじめられた児童や保護者への支援

いかなる理由があろうとも、いじめを受けていた児童は必ず守るという姿勢を崩さない。そして、被害児童が安心できる場所を確保すると共に、問題解決を図る手立てを「いじめ対策委員会」で検討していく。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、今後の対応、加害の児童や保護者の様子、いじめのあった集団の雰囲気等を適宜報告する。さらにいじめの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、共同体制でいじめの早期解消を目指す。また、事情や心情を聴取して、カウンセラー等による継続的な心のケアを図っていく。

ウ いじめた児童や保護者への指導・支援

いじめたとされる児童が抱える問題などいじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら、児童の安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するように働きかける。事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該児童の保護者に伝えて、理解・納得の上、学校と連携して早期解消を目指す取り組みに協力してもらうように求める。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子供には、事実関係の聴取を行う。

いじめに同調する態度やいじめの行為を誰かに知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させる。また、いじめの未然防止や早期解消にとっては、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくりを目指すよう組織的に集団全体の経過観察と継続的指導を行う。

オ ネット上のいじめへの対応

いじめ行為にネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込んだ子供の特定を早急に行い、子供にネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請する。また、保護者への啓発を進め、児童のインターネット利用に関する弊害等の知識を身に付けてもらうとともに、保護者責任の意識を高揚するよう努める。

カ 再発防止

加害児童及び被害児童について、定期的なカウンセリングを実施して、心情の変化に気をつけながら継続的に観察・支援をしていく。

所属の学級集団に対しても、一人一人に居場所があり、集団の一人として尊重される学級になるように学校体制で見届け、支援をしていく。学校全体としても、人権やいじめに対する意識を高める指導を始めとして前述にあるいじめ防止対策に一層力を入れていく。

キ いじめの解消

次の①、②の両方を満たさなければいじめの解消としない。

- ①被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間継続している。※相当の期間 3ヶ月
- ②被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と対処について

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいう。

ア いじめにより、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた時

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 児童が身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 児童が金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 児童が精神症の疾患を発症した場合

イ いじめが原因で、欠席している疑いがある時

- ・ 児童が相当の期間（年間30日程度）の欠席が予想される場合
- ・ 児童が一定期間連続して欠席している場合（たとえ数日であっても）

ウ 児童やその保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

ア 学校としての対応

いじめが、暴行や傷害等の犯罪行為にあたりと認められる場合等、重大事態と判断された場合、直ちに浜松市教育委員会に報告すると共に、被害児童への適切な支援・指導を行い、被害者の意向に配慮しながら、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

なお、対応が学校教育活動に支障が生じると判断された場合には、浜松市教育委員会の指導・支援を受ける。

イ 記録を残す

重大事態が発生した場合には、教頭の指示により担当が指導の内容と対応の経過について時系列で記録を残す。

- ・ 被害者、加害者だけでなく、多くの教員や児童から事実関係を調査し、記録をまとめる。その際、いじめの被害者を守ることを最優先にして調査を行う。

ウ 報告する

- ・ 調査結果は、いじめに関わった児童や保護者に対して、個人情報に配慮しながら説明する。
- ・ 指導記録や調査結果は、浜松市教育委員会に報告する。

エ 学校の責任を明示

「被害者を守り通し、その安全安心を確保する責任を有する」

※加害者と被害者を日常的に注意深く観察